

Ⅳ 自由研究

「高等学校生徒会の組織機構の改革」

和 泉 修 治

I はじめに

学校経営の基本的な意義は、学校に於て行われる教育が効果的にその目的を達成されるように機能するところにあると言われる。それなら如何なる点に留意して教育活動にあたるべきかは、教育の現場にある我々教師に与えられた学校経営的課題であると言えよう。

この研究は、学校経営的視点から、実際の教育活動を、その目的達成のために、効率的に改善してゆこうとして、特に生徒会の機構改革を試みて実践したものである。即ち、現場の学校教育の実践を通して、生徒の側に立って教育活動をより効果的にするには、生徒会組織の中で如何なる問題があるのか、またその問題を如何にして解決し得るのかを、生徒と共に考え、組織機構を改革することによって、課題を解決しようとしたものである。

Ⅱ 生徒会の機構改革の必然性

昭和52年3月まで勤務した前任校である新潟県立村松高等学校は、生徒数945名で、創立以来60余年を経ており、地方の高等学校としては比較的伝統のある学校である。

生徒会指導の任についてからこの数年間、生徒と共に活動しているうちに、いくつかの問題にぶつかり、その都度、何とか問題を処理してきたものの、将来のためにも是非改革しなければならなくなったのである。生徒会組織はそもそも教育の目的達成のために作られたものでありながら、長年同一の体制を保ってきたものの、迎年、生徒の傾向も変化が著しく、その変化に対応してゆけなくなり、更に組織自体がマンネリ化を避けられなくなってくる。当然、年々の改善を迫られながら、その努力が図られず、目的達成からは遠くなり、更にはそれを阻害し逆機能する要因にもなりかねない状況となってくる。

当校に於ける生徒会の組織はまさにこのような状態であると判断されるのであった。

特にこの意識は生徒会の一般会員に比べて日常活動に当る役員に強く、この矛盾を切実に感じながら、何とか打開を図らねばならないと考えるに至ったのである。

このため、前年度の役員は先ず生徒会の規約改正に着目し、いくつかの問題点をあげ、それらの解決には規約の上から如何なる改正を加えたら良いのかを研究し、生徒会総会での規約改正を意図し、準備を重ねてきた訳である。しかし、結果は、時期尚早と判断され、又、準備面でも不十分であるとのことで、見送らざるを得なかったのである。

そこで次年度役員に引き継がれた規約改正の件は、新役員によって初年度から着々と準備を重

ねてきたのである。

しかしながら、研究を進めてゆけばゆくほど、問題の重大さが明らかとなり、単なる規約改正の程度では現状を打開することが出来ないものであるとの結論に達し、結果的には生徒会の全組織を再検討し、機構を改革しなければならないということになったのである。

Ⅲ 現状における問題点

それでは現状においてどのような問題があるのか、生徒会役員の間で数年前から話題となり問題化してきた事について、整理した結果は次の通りである。

1) 組織機構上の問題点

- a. 審議機関と執行機関との関係 当校では二つの機関が一応分離されてはいるものの、審議機関の一つである総務委員会の活動が低調で、このため執行部門である役員会が主導しなければならず、役員はオーバーワークとなり、本来の機能が十分に果たせない。即ち各種委員会の委員長で構成している役員会が、行事や雑務に追われ、本来の役員会の仕事である委員会の活動を調整し統括する機能がほとんど果せず、その上、委員長である役員各自が自分の委員会の仕事に専念することも支障をきたしている。

これらの問題点は審議・執行の両機関を完全に分離することにより解決できるし、運営もし易い。

2) 組織図上の問題点

組織図の上でもいくつかの問題が指摘される。

- a. 行事の企画と運営のあり方が明確でない。
- b. 行事委員会と財務委員会の機能の不明確。
- c. 学年会の存在意義が明確でない。
- d. 応援団の位置と会計監査の位置が不適当。

3) 生徒会会則上の問題点

全体として会則の整備が不完全であり、再構成した上で、規約文を完成する必要があるが、次の点に問題がある。

- a. 予算行使に関する規定がない。
- b. 役員会の仕事が明確に規定されてない。
- c. 会誌・放送の両委員会の長を文化部長と家庭部長がそれぞれ兼任する不自然さ。
- d. 事務局と財務の関係が明確に規定してない。
- e. 応援団幹事選任にとかく問題があったが、それを規約の中で如何に規定してゆくべきか。
- f. クラブ・同好会の設置、掌握のしくみが不明であり、新たに規定する必要がある。

これらの問題を解決するためにどうすればよいのか、生徒会の役員と共に各種の文献をもとに研究を重ねた上で、改革の基本点を次のように明確にした。

[改革の基本点]

1. 議決・執行両機関を完全に分離する。
議決 — 総会、評議委員会
執行 — 会長以下の執行部門（執行委員会、各部局ほかの下部組織）
2. 実務仕事を手分けし、専門化し、各H・Rの代表がその任に当る。
3. 執行中枢部の強化。
 - a. 事務局を強化し、センター化を図る。
 - b. 会長の立場と仕事をはっきりさせる。
 - c. 行事の企画と実行の専門化。
4. 応援団幹事会の構成のしかた（団長による任命制からH・R代表制へ）。
5. クラブ活動の位置づけと掌握方法を明確にする。
 - a. クラブと同好会の違いを明確にする。
 - b. クラブと同好会の設置と昇格及び廃止等の規定を設ける。
 - c. クラブと同好会の権利と義務を明確にする。
6. 選挙のあり方
選挙管理委員会を常置のものとし、生徒会に関係ある選挙をすべてとりあつかうように規定する。又、役員を選出のしかたを明確に。
 - a. 直接投票一会長、副会長、事務局長、応援団長
 - b. 委員会で互選して直接信任投票—行事委員長、風紀委員長、図書委員長、保健委員長、広報委員長
 - c. 部会で互選して公示—体育部長、文化部長、家庭部長
7. 生徒会会則の整備充実
条文を見ながら仕事が出来るように、基本的な規定をていねいに、読み易く網羅する。

Ⅳ 改革の手順と日程

上記の如く、改革の基本点を明確にした上で、これを機構の上でどのように位置づけるのか、又、組織図の上で如何に表わすのか、さらには会則の条文をどのように再機構して表現するのか、しかも職員会議で全職員のコンセンサスを得なければならず、他方、生徒会の下部組織をはじめ、H・Rでの討議を重ねるなど、様々な作業の過程が予想される訳である。そこで今後の作業内容と日程を次のように考えたのである。

1. 機構改革のための手順と日程等について印刷（10月5日）
2. 会則と組織図を参照して、各部・各委員会で「現状における問題点」を検討し、集約する。（10月6日）
3. 生徒会指導係で会議を開き、集約事項を確認する。（10月14日）

4. 改革の基本点を、生徒会役員会で最終的に確認し、打ち合わせる。(10月20日)
5. 各部・各委員会に改革点を提示確認(10月21日)
6. 新旧対比による会則上の組織図上の特色を印刷。(10月22日)
7. 新会則の最適モデルを作成し、各部・各委員会の顧問教師で審議。(11月5日)
8. 最終原案決定し、職員会議に上程し、審議する。(11月6日)
9. 審議機関に上程する。
総務委員会(11月8日)
特設H・R(11月9日)その後、修整事項を集約。
10. 特設H・Rにより、修整案を検討し、総務委員会案として決定する(11月15日～
20日)
11. 生徒会総会を開き審議の上可決する。(11月26日)
12. 新会則にもとづく役員選挙のための選挙管理委員会。(11月27日)
13. 生徒会役員選挙告示。(11月29日)
14. 立候補受付開始と〆切。(12月1日～6日)
15. 立合演説会。(12月9日)
16. 生徒役員選挙投票日。(12月10日)

V 改革の内容

改革の基本点については既述の通りであるが、これをふまえて、如何なる内容として盛り込むのが良いかについては、生徒会指導係として数回の討議の結果、次の様に確認した。

1) 評議委員会 — 今回改革の基本問題の一つに、現行の総務委員会の雑用の多さと、審議連絡機関としての機能の低下を如何に改善するかということがある。

これをふまえて総会に代る重要な代表審議機関としての機能を明らかにし、組織の専門化(執行部門と審議部門の分離)をはかる意味で、現行の総務委員会に代えて、評議委員会を設ける。そして各H・R2名あての定員による代議委員会としての機能をもたせる。

2) 事務局 — 通常庶務・出納関係の事務については、現行では特別な組織を持たず、役員会で適宜処理していたが、事務の責任の所在や能率の上から、事務局の強化、ひいてはセンター化の必要があるのではないかと、ということも改革の眼目の一つである。そこで事務局は独立した執行機関の一つとして会長に直属させる。又、事務局内に財務・庶務・広報の三部門をおき、その構成員には、各クラスより1名宛選出し、通常の仕事の分担を行わせる。更に広報の下部にある放送・会誌の各委員会はこれをはずして厚生部を新たに設ける。従って事務局の広報は生徒会の活動について広報の面から企画立案し、会誌・放送などを通じて、または自主的な印刷物・掲示物などの手段をもって広報活動を行なうものとする。

3) 執行部の下部組織 その(1) — 行事部行事委員会。

行事の企画立案、調整、実行活動が従来役員会を通じて行われ、この為に役員会が振り回されて任期を終るといふことの繰返しが行われてきたが、その弊害を除くには行事部門の特別専門化が必要ということが眼目の一つでもあった。従って行事活動だけが執行部の主たる任事になるのではないかと考えられ、そのためには組織の中心に行事部門を据えて、強化する必要があるのではないか。場合によっては体育祭・文化祭などの大行事についての分担が専門化されても良いのではないか。

4) 執行部の下部組織 その(2) — クラブ活動

現行のクラブとその委員会をそのまま組織の中に組み入れるだけで特に問題はないが、規約の中に従来明記されていなかったクラブについての条項を新たに明記する必要がある。又、部長と委員長の選出方法は検討を要する。

5) 執行部の下部組織 その(3) — 厚生部

保健委員会と図書委員会は現行のものをそのままあてる。又、保健委員長の選出方法は公選による場合の方が、その責任を自覚させる意味からも好ましい。

放送委員会の構成は、生徒で検討させる必要がある。

会誌委員会は生徒会新聞として機能させる場合は、執行部から独立させて、独自の論調を持てるようにさせることが本筋であろうし、単に広報機関と考えれば、事務局の下部でも良い。この点を生徒に検討を深めさせても良いであろうが、校内新聞に独自の活動と広報活動の両面が考えられる以上、折衷的に厚生部に位置づけても良いのではないか。又、会誌委員会のメンバー構成は、生徒に検討させる必要があろう。

6) 執行部の下部組織 その(4) — 風紀委員会、週番、応援団

風紀委員会と週番は、従来その機能が十分に明確でなく、有名無実に等しいもので、その活動は極めて低調であった。そこで、会則の中でその仕事を明確に成文化する必要があるが、その際の考え方としては、風紀委員の選出は、各H・R代表1名とし、その任務は①週番の統括、即ち委員のうち各学年より1名あて三人ずつの週番長チームを作り、週番長を交替でつとめる。②主として校内の風紀、生徒規律上の問題で、生徒の手で解決できる問題に随時取組む。従って週番は従来通り、各H・Rから交替で当番に当り、その代り全校週番、学級週番の区別は廃す。

応援団(幹事)の構成は、役員会案では42名中の半数を各H・Rから選出して風紀委員と兼ねさせ、残り半数は団長指名としている。しかし、①H・R選出の応援委員と、指名幹事との間のコミュニケーションがうまくいくかどうか、②応援活動と校内風紀、生活規律上の問題をダブらせて扱うことが好ましいかどうか。

以上の二点から役員会案には問題がある。又、そもそも応援団の名称で呼ばれたものは本来は全校の生徒がその目的のために集った集合体を指すべきであり、従来当校では、幹事団を称して応援団と呼び、組織の中でも混乱があったことの反省に立って、改革を機に応援委員会と呼ぶべきであろう。そしてその人員の構成は、団長の指名との希望が現幹事の中にはあるが、応援活動とH・Rを密着させるには、各H・R代表による応援委員会を組織し、団長はその中から互選し、

信任投票をうけるという形の方が良いであろう。

7) 副会長

役員会では定員2名を考えてはいるが、その任務を如何にするのか、現行のように特定の部門の長を兼任するのは煩雑である。さらに会長の位置と権限が独立して明確化されれば、その補助として副会長も独立させ、その場合は1名でも良いのではないか。

8) 執行委員会

会長、副会長、事務局長、行事委員長、保健委員長、図書委員長、広報委員長、風紀委員長、応援団長、文化部長、体育部長、家庭部長をもって執行委員会を構成し、各部門の連絡調整、事業計画、予算・決算の原案作成、年間諸活動の随時統括等の任務に当るものとする。尚、委員会の召集は原則として会長が行なうものとし、召集の範囲は全員の場合と必要関係部門の委員長だけの場合があるものとする。

9) 執行部門の組織上の構成

生活部 — 風紀委員会及びその下部組織を含めて生活部とする。メンバー構成としては各H・Rより1名宛の代表委員を選び、委員長はそのうちより互選の上、全会員の信任投票をうけるものとする。尚、週番の統括を従来通り行なうが、全校週番をなくする。

行事部 — 行事委員会の1委員会をもって行事部とする。行事委員会の人員構成は生活部のそれに準ずる。

厚生部 — 図書、保健、広報(会誌・放送)委員会をもって厚生部とする。各委員会の人員の構成は各H・Rより1名宛の委員を選び、委員長は互選の上、全校会員の信任投票をうけるものとする。

クラブ活動部 — 文化部会(文化系クラブの部長会)、体育部会(体育系クラブの部長会)、家庭部会(家庭系クラブの部長会)の三部会をもってクラブ活動部会とし、各部会長は互選によるものとする。但し、信任投票は不要。

行事部 — 生活部、厚生部、クラブ活動部の各部長はとくに設ける必要はない。

10) 公選ポストについて

会員の直接選挙によるポストは、会長、副会長、事務局、議長(総会と評議委員会の議長)の4つのポストとする。

信任投票のポストは行事委員長、保健委員長、図書委員長、広報委員長、風紀委員長、応援団長の6つのポストとする。

11) 総会、評議委員会の議長

執行機関に併立する審議機関の責任者を独立し専任しておく。その場合、議長は公選とし、副議長は評議委員の中より互選又は議長指名とし、議長団を構成する。総会、評議委員会の召集は、会長からの議案提出、評議委員等からの開会要求があった時、議長がこれを行う。

12) 選挙管理委員会

各H・R代表1名をもって選挙管理委員会を構成し、年間の一切の選挙事務(公選ポストの選

出、各委員会等のクラス代表の選出、委員長レベルの選出など)を担当する。

委員会の召集は会長が行ない、委員長は委員の中から互選して、以後は委員長のもとに随時合して選挙事務を行なうものとする。

13) 役員の任期

役員の任期の決め方としては種々の考え方があるが、役員の仕事への馴れ方、仕事の前後の関連性、三年生の進学にからむ問題、クラブ部長の交替時期、一年生の入学当初の問題などがからみ、最良の任期の定め方を決めることは困難である。更に委員長、部長レベルの低学年生の参加問題も合わせて決定しなければならない。そこでいくつかの考え方を整理してみた。

- ① 2期制………一切のポストの2期制。
- ② 1期制………一切のポストの1期制。
- ③ 公選ポストのみ1期制、委員、委員長、部長レベルの2期制。
- ④ 公選ポストと委員を1期制、委員長、部長レベルの2期制。
- ⑤ その他。

上記はそれぞれに一長一短があり、現役員会にも検討させても良いのではないか。

14) 会則の構成のしかた

新しい組織機構が設定されれば、生徒会の会則は殆んど全面的に書き換えが必要である。更に現行の会則には抜けている点が多いことも合せ考えると、新しい会則には組織上の規定、任務権限上の規定、人員構成上の規定、会合上の規定、及び運用上の細則などを含めてできるだけ遺漏のない、しかも明確な表現で整備していく必要がある。従って条文作成の段階では、慎重に衆知を集めて作成に当ることが肝要である。

これまで、改革に当って従来の組織をどのような構想で、その内容はどうか等について生徒会指導係で討議確認した事項を述べてきたが、この内容にもとづいて一方では生徒会の役員会及び各種委員会、H・Rでの討議を集約しながら、他方では職員会議に上程し、文章表現等の修整を加えながら条文の整備を進めたのである。

Ⅵ 改正条文(新会則)及び新組織図

当初定めた日程にもとづき、手順を追って改革の仕事にとりかかったものの、実際上は全職員によるコンセンサスを得ることに相当な日数を費すことになり、又、生徒の関心の盛り上がりもいま一歩というところで、更には文化祭行事等の実施もからんで、改革の作業は予期した以上の遅れをみることとなったのである。しかし翌年1月末にはようやく全職の了解を得ることが出来て、2月4日にはそれを受けて生徒の総務委員会で改正条文が認められ、遂には2月14日に生徒会会則の全面改正のための臨時生徒総会が開かれ、新会則が出来上がったのである。

以下に今回の機構改革の重点となるべき部分を新会則の中から抜すいしておくこととする。

新潟県立村松高等学校臥竜会会則（抜粋）

〔前文〕我等生徒は、健全な人間像完成のために、教養を深め、身体情操の正しい発達に努め、かつ、自治活動力を養成し、個性の伸長を願うものである。

我等村松高等学校の生徒は、この目的遂行のために臥竜会会則を制定する。

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は新潟県立村松高等学校臥竜会と称する。

第 2 条 本会の目的は、会員の自治活動を通じて校風の発揚と会員の福祉向上をはかり、会員の趣味を豊かにし、個性の伸長を目指し、社会の形成者としての人間を完成しようとするものである。

第 3 条 本会は在校生徒全員を会員とし、全教職員の指導を受けるものとする。

第 2 章 機 関

第 4 条 本会は次の議決機関を置く。

1. 生徒総会
2. 評議委員会

第 5 条 本会は次の執行機関を置く。

1. 会 長
2. 執行委員会
3. 事務局（財務、庶務）
4. 行事部 行事委員会
5. 生活部 風紀委員会 週番
6. 厚生部 図書委員会
保健委員会
広報委員会（会誌、放送）
7. クラブ活動部 体育部会
文化部会
家庭部会
8. 応援部 応援団幹事会
9. 選挙管理委員会

第 4 章 各機関とその役割

第 8 条 〔生徒総会〕 生徒総会は本会最高の議決機関であり、全会員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立し、その決議事項は他のあらゆる議決に優先する。

2. 総会は年間活動計画、予算・決算の承認、会則の改正その他の重要事項の審議決定を行なう。

3. 総会の開会に当っては事務局長が仮議長となり、議長団の選出を行った上で議事に入るものとする。
4. 定期総会は各年度に1回開き、臨時総会は会長または評議委員会が必要と認められた時、及び会員の5分の1以上の請求があった時、これを開くものとする。
5. 議決は総会出席者の過半数をもって成立する。

第9条〔評議委員会〕本委員会は総会に次ぐ議決機関であり、会長及びホームルームからの提案事項などを審議する。

2. 総会に上程される年間活動計画、予算・決算、会則改正などの議案は本委員会の審議を経なければならない。
3. 本委員会の専決事項は、各行事実施計画、応援活動実施計画、各種内規類の制定、クラブ、同好会の設置と廃止などとする。
4. 本委員会は各ホームルームより1名宛選出された評議委員をもって構成し、必要に応じて議長がこれを召集する。なお、評議委員の代理出席は認める。
5. 会長、副会長、事務局長は本委員会への出席の義務を負い、他の執行委員は必要に応じて出席するものとする。ただし、議決権は認めない。

第11条〔会長〕会長は代表者として本会を総括する。

2. 会長は各執行機関を統括し、総会及び評議委員会へ議案を上程する。

第13条〔執行委員会〕本委員会は第6条の規定する役員(ただし、評議委員会議長、選挙管理委員長、会計監査委員長を除く)をもって構成し、会長がこれを統括する。

2. 本委員会の活動は、会長、副会長、事務局長を中心として、随時関係部門の執行委員を加えて行なう。
3. 本委員会は各部門の連絡調整、活動計画及び予算・決算案の作成などを行ない、年間の諸活動を随時統括する。
4. 本委員会の決議事項の執行は、評議委員会の承認を経て行なう。

第14条〔事務局、事務局長〕事務局は各ホームルームより1名宛選出された委員をもって構成し、11名を庶務、10名を財務とする。

2. 庶務は諸記録、書類手続の管理、資材の管理、諸会合の設営、広報諸連絡、議事書の作成などを行なう。
3. 財務の予算・決算に関する資料の集約及び通常の出納事務を行なう。
4. 事務局長は事務局を統括し、庶務係長を置くことができる。

第19条〔厚生部、広報委員会、広報委員長〕本委員会は各ホームルームより1名宛選出された委員をもって構成し、会誌・放送とに分ける。

2. 会誌は学校生活における新聞、会誌に関する活動を企画し実行する。
3. 放送は学校生活における放送活動を企画し、実行する。なお学校の視聴覚指導のもとに、その設備を活用し、会員の生活厚生に資する活動を行なうことができる。

4. 広報委員長は会誌係長、放送係長を置き、随時本委員会を統括する。

第23条〔応援部、応援団幹事会、応援団長〕 応援団は全会員をもってこれを組織する。

2. 応援団幹事会は各ホームルームより2名宛（普通科男女各1名、被眼科女子2名）選出された委員をもって構成する。
3. 本幹事会は応援に関する活動を企画実行する。ただしその企画案は評議委員会の承認を得て実行する。
4. 応援団長は応援団及び幹事会を統括する。

第7章 クラブ・同好会

第41条〔クラブ・同好会の設置基準〕 本会はその目的達成のために体育部クラブ、文化部クラブ、家庭部クラブ及び各同好会を設置する。

2. 各クラブ・同好会は校内に於て恒常的または定期的に活動することを原則とする。
3. クラブは次の条件を具備するものとする。
 - イ. 活動計画にもとづく予算請求権をもつ。
 - ロ. 対外的活動を、学校または本会の名において行なうことが出来る。
4. 同好会は次の条件を具備するものとする。
 - イ. 予算請求権をもたず、財務関係内規に従って活動補助をうけることが出来る。
 - ロ. 対外的活動を学校または本会の名において行なうことが出来る。
 - ハ. 所属する各部会の部長選出権を持たない。
 - ニ. 原則としてクラブへ昇格する過渡的組織体としての性格を持つ。

第42条〔クラブ・同好会の運営〕 各クラブ・同好会には、部長1名、必要に応じて副部長、会計係、マネージャーなど若干名をおき、その運営に関する統括的な事務を行なう。

2. 各クラブ・同好会は年間活動計画及び活動経過報告を会長に提出し、規定に従ってそれに伴う予算配当または経費補助をうけるものとする。
3. 各クラブは会計帳簿を整備して年度末に会長に提出しなければならない。

第43条〔同好会新設とクラブ昇格〕 同好会の新設請求は、会員10名以上をもって、責任者を定め、部長顧問教師の助言を得て会長に提出し、評議委員会が適当と認められた時、その新設を認める。

2. 同好会のクラブ昇格の請求は、同好会としての2年以上の実績の上で、会員10名以上をもって、責任者を定め、顧問教師の承認を得て会長に提出し、評議委員会が適当と認められた時、その昇格を認める。

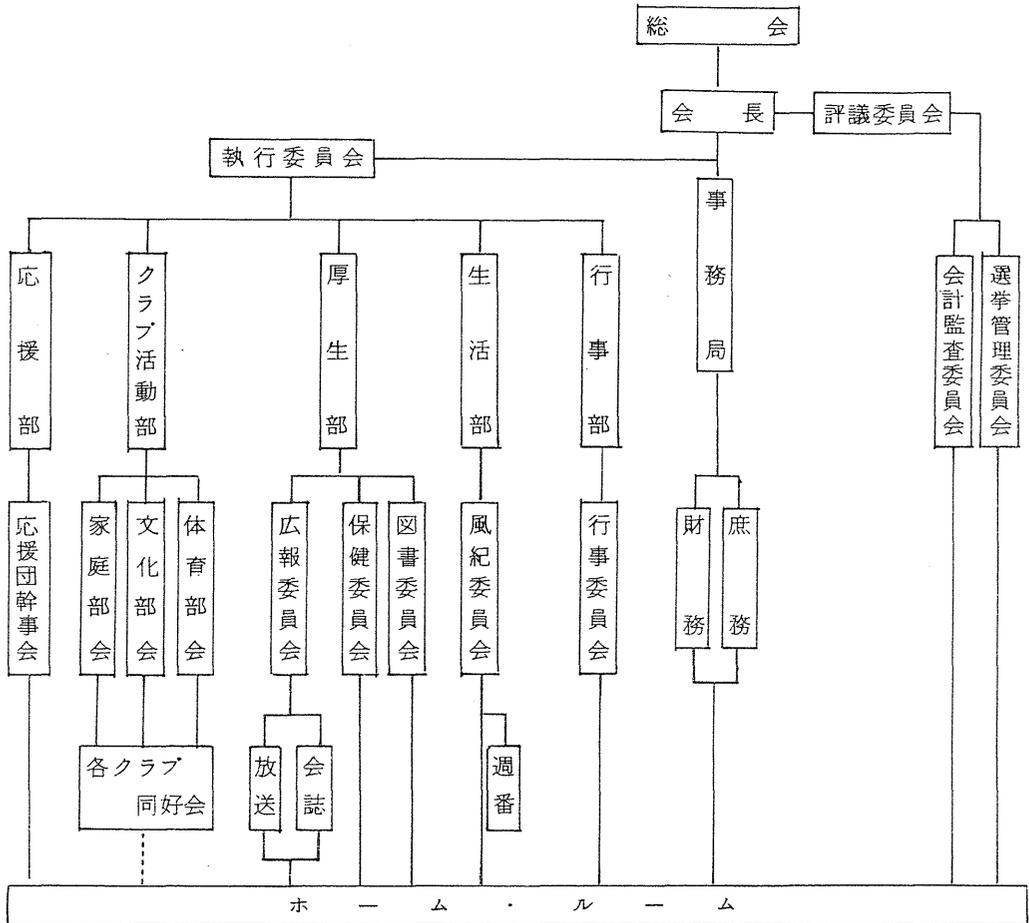
第44条〔クラブ降格と同好会の廃止〕 各クラブ・同好会の降格及び廃止については、会長が次の事項にもとづいてこれを検討し、評議委員会がやむを得ないと判断した時、当該クラブ・同好会の顧問教師と協議した上、年度初めにこれを決定し、公示する。

- イ. 前年度の活動がほとんど行われていない場合
- ロ. 人員が著るしく減少した時

ハ. 責任者が不明の時

ニ. 前年度の活動報告および会計帳簿が提出されなかった時

臥竜会新組織図



Ⅵ お わ り に

生徒会指導の仕事についてから満3年であるが、その間に様々な問題点や障害に直面し、その都度何とか処理してきたのである。しかし、場当りの処理の仕方では真の問題解決の道へはつながらない。

毎年同じような問題に悩まされながら一向に改善されなのまま停滞を余儀なくされてきた訳で、これでは将来の見通しは増々暗くなるばかりである。

教育の対象である生徒は年々その体質的傾向を変えてきているのだから、その変化に対応して学校としても改革を迫られることは当然のことで、それを怠っていれば、逆に教育を阻害することにもなりかねない。

新しい時代に即応した生徒会組織と活動のあり方を求めて2年余が過ぎたが、ようやくその第一階段が一応の結着をみたことになる。

しかしこの結果、従来の問題が完全に解決されたものか、卒直に言って疑問がある。或いは又、新たな問題が生じてくることも考えられる。

これらはすべて今後の実践に待たねばならないであろう。